

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月3日 09時55分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市上甑島東方沖 射手埼灯台から真方位099° 2.2海里付近 (概位 北緯31° 51.8′ 東経129° 58.8′)
事故の概要	プレジャーボート八丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 八丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	295-47802鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、操舵室で立って手動操舵で操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、上甑島東方にある双子島と沖ノ島の間を通過して双子島の北方で釣りをを行う目的で約5ノットの対地速力で西北西進していた。</p> <p>船長は、目視による見張りを行うとともにGPSプロッターの画面を見ながら操船中、本船が浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、知人の怪我の有無を確認して118番通報を依頼した後、本船の損傷を確認した。</p> <p>本船は、来援した友人の船にえい航され、薩摩川内市里港に入港した。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近が初めて航行する海域であったものの、事前に水路調査を行っていなかったため、本件浅瀬が存在することを知らず、目視で周囲を見渡した際、海面付近に白波や色の変わった箇所が見当たらなかったため、双子島と沖ノ島の間付近を航行すれば安全に通過できると思い、GPSプロッターで付近の海域を拡大表示としていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターの画面を拡大表示したところ、本件浅瀬が表示されたため、GPSプロッターの画面を拡大表示して確認すれば良かったと思った。</p>
分析	本船は、双子島と沖ノ島の間を西北西進中、船長が、初めて

	<p>航行する海域で本件浅瀬が存在することを知らずにGPSプロッターで付近の海域を縮小表示としたまま航行を続けたことから、本件浅瀬に向かって航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が双子島と沖ノ島の間の海域を西北西進中、船長が、初めて航行する海域で本件浅瀬が存在することを知らずにGPSプロッターで付近の海域を縮小表示としたまま航行を続けたため、本件浅瀬に向かって航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行する海域に応じてGPSプロッターを適宜拡大表示するなどして航行すること。 ・ 船長は、初めて航行する海域は、出航前に海図等で水路調査を行い、浅瀬の位置を事前に把握しておくこと。